

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和 7 年 10 月 30 日（木） 17：30～17：50
2. 場 所：行財政局会議室（1 号館 13 階）
3. 出席者：
 - （市） 行財政局長、給与課長、給与課係長 3 名、他 2 名
水道局副局長、経営企画課課長
交通局副局長、経営企画課課長
教育委員会事務局副局長、教職員給与課長
 - （組合） 市労連執行委員長、副執行委員長 5 名、書記長、他 20 名
4. 議 題：2025 年度給与改定要綱の提案
5. 発言内容：

（市） 平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、改めて感謝申し上げます。

本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思います。

なお、現時点では、国における給与改定の取扱いが明らかになっておりませんが、給与改定につきましては、これまでも本市人事委員会勧告を尊重して対応してきており、今年度もその姿勢に変わりはありません。人事委員会勧告の内容を速やかに実施させていただきたいという考えのもと、今年度の給与改定について、具体案をお示しさせていただきます。

― 提案資料配布 ―

- ・ 令和 7 年度給与改定要綱（案）

それでは、お配りしました「令和 7 年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。

まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改定案」のとおりといたします。また、企業職員につきましては、それぞれに対応する給料表といたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給は 12,300 円、大卒初任給は 12,000 円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料の参考 1 に記載のとおりといたします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。

人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善については、このたびの給料表改定の中で、行政職給料表および医療職給料表（2）の係長級を対象に、全号給においてさらに 1,200

円の引上げを行い、これまでの引上げと合わせて 10,000 円の引上げを達成したいと考えております。

次に、「2. 宿日直手当」についてでございます。

宿日直手当につきましては、国に準じた改定を行うこととし、勤務 1 回に係る支給額について 300 円の引上げ改定を行いたいと考えております。

次に、「3. 実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日といたします。

なお、これには会計年度任用職員のうち令和 7 年 12 月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和 7 年 12 月 1 日からの適用といたします。

なお、本日の給与改定要綱（案）にはお示しできておりませんが、交通用具使用者に対する通勤手当につきまして、本市人事委員会からの報告において、本市における自動車等使用者の実態や国、他都市の状況を踏まえ対応を検討していく必要があるとされております。現時点では、国における取扱いが明らかになっていないため、提案には至っておりませんが、国の取扱い等を踏まえ、改めて考えをお示しさせていただきたいと考えております。

国の地域手当の見直しへの対応につきましては、内部で検討を進めておりますが、他都市の動向等を踏まえながら、あらゆる状況を総合的に勘案して判断しなければならず、改めて考えをお示しさせていただきます。

また、期末・勤勉手当の支給月数の改定及び今年度の年末手当の支給日等につきましても、現在、内部で検討を進めており、改めてお示しさせていただきます。

今年度の職員の給与改定につきまして、令和 7 年 4 月 1 日実施の職員については、その差額分について年内に支給したいと考えておりますが、支給方法につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えております。

給与改定に関する事項につきましては、以上でございます。

その他のご要求につきましては、できるだけ早急に、私どもの考え方をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（組合）給与改定要綱（案）については持ち帰り検討します。

地域手当の対応や年末手当の回答が示されていない。また、制度要求についても前進した回答が示されていない。7 日のヤマ場までに合意できるよう、十分検討してもらいたい。